



みんなの駐輪場です！
ルールを守って利用しましょう！



桂川駅前駐輪場使用方法

駅前駐輪場はマナーを守って利用しましょう

企画画財政課 企画調整広報係 ☎65・1085

桂川駅前駐輪場はたくさんの方のひとが利用しています。みんなが使いやすいように、マナーを守って利用しましょう。

【注意】ほかの自転車の妨げにならないように整列してください。自転車を長期間放置しないでください。

※ご利用時は必ず施錠してください。



ひとり親家庭等医療 医療証

ひとり親家庭等医療証
切替え手続きが必要です

企画環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

「ひとり親家庭等医療」の医療証が切替えになります。現在使用しているひとり親家庭等医療証は、10月1日以降使用することができませんので、切替えの手続きをお願いします。

現在受給している方には通知書を送付します。

【切替期間】8月3日(月)～31日(月)の役場開庁日時

【場所】保険環境課 医療介護保険係

【持参物】○印鑑 ○健康保険証 ○養育費に関する申告書 ○児童扶養手当証書または公的年金証書(該当する人のみ) ○戸籍謄本(桂川町に本籍がない人のみ) ○所得証明書(令和2年1月2日以降、桂川町に転入した人のみ。所得、扶養人数および控除額の記載のあるもの) ○マイナンバーカードもしくは通知カード

ひとり親家庭等医療対象者

- 桂川町に住所がある人
- 医療保険に加入している人
- 生活保護等を受けていない人
- 本人または扶養義務者の所得が一定の額を超えていない人
- ひとり親家庭等の児童およびその母(父)または養育者

※すべての項目を満たす人が対象。詳しくはお問い合わせください。

重度障害者医療対象者

- 桂川町に住所がある人
- 住所地特例の適用を受けている人
- 3歳以上の人(小学校就学前の児童は子ども医療が優先)
- 医療保険に加入している人
- 生活保護等を受けていない人
- 本人または扶養義務者の所得が一定の額を超えていない人
- 障害程度要件を満たしている人

※すべての項目を満たす人が対象。詳しくはお問い合わせください。



重度障害者医療 医療証

重度障害者医療証
切替え手続きが必要です

企画環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

「重度障害者医療」の医療証が切替えになります。現在使用している重度障害者医療証は、10月1日以降使用することができませんので、切替えの手続きをお願いします。

現在受給している方には通知書を送付します。

【切替期間】8月3日(月)～31日(月)の役場開庁日時

【場所】保険環境課 医療介護保険係

【持参物】○印鑑 ○障がい程度を証明するもの(身体障害者手帳・療育手帳など) ○現在使っている重度障害者医療証 ○所得証明書(令和2年1月2日以降転入した人のみ。所得、扶養人数および控除額の記載のあるもの) ○マイナンバーカードもしくは通知カード ○委任状(代理申請の場合のみ)